

志木市条例第 2 2 号

志木市介護保険条例の一部を改正する条例

志木市介護保険条例（平成 1 2 年志木市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「及び令和 2 年度」を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 令和 2 年度における保険料率は、第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項第 1 号の第 1 号被保険者 1 7, 0 0 0 円

(2) 第 1 項第 2 号の第 1 号被保険者 2 8, 4 0 0 円

(3) 第 1 項第 3 号の第 1 号被保険者 3 9, 7 0 0 円

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第 6 条の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和元年度分までの保険料率については、なお従前の例による。